

# 保育園 きつずどるちえ 小牧園・新町園・さくら園 運営規定

第1条 (株)ドルチェが設置するこの施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |         |                |                |                 |
|---------|----------------|----------------|-----------------|
| (1) 名称  | ・保育園きつずどるちえ小牧園 | ・保育園きつずどるちえ新町園 | ・保育園きつずどるちえさくら園 |
| (2) 所在地 | ・小牧市小牧4丁目604番地 | ・小牧市新町1丁目150   | ・小牧市桜井本町39      |

## (施設の目的及び運営方針)

第2条 保育園きつずどるちえ 小牧園(以下「当施設」という)は、保育を必要とする 乳幼児(以下「利用乳幼児」という)を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供に当たっては、入園する利用乳幼児の最善の利益を考慮しその福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める ものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家族との緊密な連携の下に利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域とのさまざまな社会資源との連携を図り ながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めるものとする。
- 5 当施設は、「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月1日小牧市条例第30号)」及び「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月2日小牧市条例第31号)」その他関係法令等を遵守し、保育を実施するものとする。

## (提供する保育の内容)

第3条 当施設は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示117号)に基づき、以下に掲げる保育その他の提供を行う。

- (1)地域型保育(第6条に規定する時間において提供する保育をいう。以下に同じ。)
- (2)食事の提供
- (3)一時預かり
- (4)その他保育に係る行事等

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名(常勤専従)  
施設長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し、法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 保育士 6名  
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (3) 調理員 1名  
献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (4) その他、必要に応じて職員を配置することとする。

## (保育の提供を行う日及び提供を行わない日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。日曜及び祝祭日、年末年始

(12月29日から1月3日)は休所とする。

(保育の提供を行う時間)

第6条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は

19時までの範囲内で時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は

7時30分から8時30分まで、または16時30分から19時までの範囲内で時間外保育を

提供する。

(利用者負担額等の受領)

第7条 当施設は保育を提供した際、利用乳幼児の保護者から当該保育にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 当施設は、前項の支払いを受ける額のほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用及び保育の質の向上を図る上で特に必要である別表に掲げる対価の支払いを保護者から受けることができるものとする。

3 当施設は、第2項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ当該金銭の使用及び額並びに保護者の金銭の支払いを求める理由について書面で明らかにするとともに利用乳幼児の保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用定員)

第8条 当施設の利用定員は子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

(1) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下「3項認定子ども」という。)のうち、2歳児の子ども 9人

(2) 3号認定の子どものうち、1歳児 7人

(3) 3号認定の子どものうち、0歳児 3人

(利用の開始、終了に関する事項)

第9条 当施設は、以下の場合には保育の提供を開始、終了するものとする。

(1) 当園は、市が行った利用調整により登園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(2) 保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用乳幼児の保護者とその内容を確認する。

(3) 利用乳幼児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えた時。

(4) 利用乳幼児の保護者が、法に定める3号認定に基づく支給認定を受けられなくなった時。

(5) 前号のほか、当施設の利用を継続することが困難な事由があるとき。

(緊急時における対応方法)

第10条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに嘱託医または利用乳幼児の主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合には、小牧市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画書等を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第13条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画。

(2) 提供した保育に係る提供記録。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令 第39号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録。

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録。

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規程にさだめるもののほか、当施設の管理に必要な事項は、取締役会及び職員会議でその都度定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**別表**

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
お昼寝コット用シーツ	1枚	¥ 2530
連絡帳代	64日分	1冊 250円
帽子代	入所時	¥ 1250
写真代	1枚	¥ 80

※上記のほかに、行事に係る費用などは必要に応じて実費を徴収することとします。

2. 時間外保育に係る利用者負担金

500円 / 30分

※当施設は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。